

第 5003 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月13日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 請負工事の収益計上

Q：請負工事には収益の計上基準の特例があるとか。どのようなものなのですか？

A：工事完成基準と工事進行基準とがあります。

【解説】

請負による収益は、目的物を施主に引き渡した日、又は役務の全部が完了した日の事業年度の益金に算入することを原則とします。これを工事完成基準といいます。

しかし、工事の期間が長期にわたる請負については、この工事完成基準によると、相当期間を必要とする工事期間中は工事利益が計上されないという不合理が生じることから、工事の進行程度に応じて利益を計上していく工事進行基準というものも認められています。

なお、工事のうち次の全てを満たす長期大規模工事の請負については、工事進行基準しか認められず、工事完成基準は適用できないこととなっていますので、注意してください。

また、工事進行基準の場合は、損失が見込まれる工事については適用できないのですが、長期大規模工事の場合は、損失が生ずると見込まれる工事であっても適用がありますので、この点にも注意してください。

- ①工事期間が2年以上
- ②請負工事が50億円以上の工事
- ③請負工事の半額以上が工事の目的物の引渡期日の1年経過日後に支払われる契約でない工事

